

一般財団法人ふるさと財団の会員に関する規程

令和8年10月1日
ふるさと財団規程第14号

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人ふるさと財団定款（以下「定款」という。）第40条第5項の規定に基づき、一般財団法人ふるさと財団（以下「財団」という。）の会員の名称、会費その他必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の名称及び対象者)

第2条 定款第40条第2項及び第3項に規定する会員の種別ごとの名称及び対象者は次のとおりとする。

(1) 地方公共団体会員 都道府県、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市、指定都市以外の市、同法281条第1項の特別区及び町村

(2) 法人会員

① 公民共創会員 財団の地方創生の取組に共感し、地方公共団体との共創に積極的に取り組む法人等

② 地域貢献会員 財団の地方創生の取組に共感し、地域貢献に取り組む法人等

③ 賛助会員 財団の地方創生の取組に賛同する法人等

(3) 個人会員 財団の地方創生の取組に賛同する個人

(入会手続き)

第3条 会員になろうとする者は、財団が別に定める入会手続きをしなければならない。

2 入会の可否は、理事長が決定する。

(年会費)

第4条 年会費は、会員の種別に応じて、次の区分による。

(1) 地方公共団体会員 無料

(2) 法人会員

① 公民共創会員 100万円

② 地域貢献会員 30万円

③ 賛助会員 5万円

(3) 個人会員 3千円

2 事業年度の途中で入会した会員のその事業年度の会費は、次の区分による。

(1) 法人会員のうち公民共創会員

① 4月から9月末までの間 全額

② 10月から翌年3月末までの間 2分の1

(2) 法人会員のうち地域貢献会員及び賛助会員並びに個人会員 全額

(年会費の使途)

第5条 年会費は、全額財団の運営に要する経費に使用するものとする。

(退会)

第6条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事長の決定により退会させることができる。

(1) 財団の定款その他の規則に違反したとき。

(2) 財団の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) 会員としてふさわしくないと認められる行為をしたとき。

(4) 正当な理由なく会費を1年以上納入しないとき。

2 会員は、退会届を財団に提出して、任意に退会することができる。

3 前項の場合、会員が納入した会費については、これを返還しない。

(会員の特典)

第7条 会員は、地域課題の解決や地方創生の取組等に関する情報の取得、発信その他財団が必要と認める特典を享受することができる。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

1 この規程は、令和8年10月1日から施行する。

2 令和8年度の年会費については、第4条第2項の規定にかかわらず、すべての会員種別について2分の1とする。